

第7章 基本計画各論

基本目標Ⅱ

人を育み人が活躍するまち

■ 現状と課題

少子化をはじめ核家族化や共働き家庭の増加、さらには地域との絆の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもは家庭で育てることを基本としつつ、子どもたちの健全な育成や子育て家庭を地域ぐるみで支える仕組みの構築が喫緊の課題となっています。

本市では、平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」に基づき、病児・病後児保育事業やファミリーサポートセンター事業、各種特別保育事業の拡充など様々な子育て支援対策を展開してきましたが、一方で、家庭や地域における養育力の低下や親子のふれあいの希薄化など新たな問題も指摘されています。

このため、今後は、「おっばい都市宣言」の理念を深く認識し、平成22年11月に策定した「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」に基づき、地域や職場、学校などに子育て支援の「わ」をさらに広げ、総合的な支援対策を展開するとともに、心のふれあいを重視した子育てを推進することが必要です。

また、子育てに関する様々な不安や悩みを軽減、解消できるよう、きめ細かな相談体制の充実や子育て家庭相互の交流機会を確保するとともに、妊婦や乳幼児の健康管理体制の一層の充実が求められます。

■ 基本方針

「おっばい都市宣言」のまちとして、光市で子どもを生き育てたくなる、やさしさあふれる質の高い子育て支援対策を展開するとともに、母子保健の充実を図ります。

また、家庭・地域・企業（職場）・学校・行政など、まちぐるみで子育て家庭を見守る支援の「わ」を強化します。

■ 政策展開の方向

（1）おっばい育児の推進

子どもを胸でしっかり抱きしめ、豊かな心で子育てをする「おっばい育児」を推進するため、「おっばいまつり」等を通じて普及啓発に努め、地域全体で支える意識の醸成を図り、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

(2) 子育て支援体制の整備充実

子育て支援センターやファミリーサポートセンター等との連携のもと、子育てに関する不安感・負担感の解消や仕事と子育ての両立を支援するとともに、乳幼児医療費助成の対象を拡大した「子ども医療費助成事業」の実施など、子育てに関する総合的な施策を推進します。

また、保育所や幼稚園を拠点に園庭開放や住民との交流を進めるとともに、中高生が乳幼児とふれあえる場を創出するなど、子育て家庭のみならず地域全体に子育ての「わ」を広げ、子育てを応援する意識の醸成を図ります。

さらに、要保護児童対策地域協議会を中心に、地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止及び早期発見、対応等総合的な支援体制の充実に努めます。

(3) 子育て環境の充実

留守家庭児童教室や放課後子ども教室の充実に加えて、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や父親の育児参加を促進するなど、総合的な観点からの子育て環境の充実に努めます。

また、地域住民と協働して、児童遊園地や児童館などの子どもの遊び場の安全管理や有効的な活用に努めるとともに、保育出前講座の実施や子育てサークルの育成など、子育て家庭相互の交流機会の充実に努めます。

さらに、経済的、精神的に不安定になりがちなひとり親家庭に対して、不安なく子育てや就労ができるよう、環境整備や相談体制の充実に努めます。

(4) 母子保健対策と食育の推進

医療機関や母子保健推進員等との連携を図りながら、妊婦・乳幼児に対する健康診査や妊産婦・乳幼児訪問、育児相談等の母子保健事業の一層の充実を図るとともに、生命の大切さや正しい性知識の普及など、思春期保健事業の推進に努めます。

また、幼い頃からの望ましい食生活の実践及び「食」の大切さを意識啓発するため、乳幼児期からの食育の推進に努めます。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①ファミリーサポートセンター会員数	425人	460人
②子育て支援センター利用者数（月平均）	1,616人	1,600人
③乳幼児健康診査受診率	97.2%	98.0%
④「子育て支援対策の充実」に関する満足度	36.0%	40.0%
⑤完全母乳栄養率	73.2%	71.0%
⑥子育てサークルの加入者数	245人	510人



■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
おっぴまつりの開催やおっぴ冊子等による子育て意識の醸成	→					子ども家庭課 健康増進課
おっぴ都市基本構想の推進	→					子ども家庭課 関係各課
次世代育成支援行動計画に基づく総合的な子育て支援体制の充実	→					子ども家庭課 関係各課
妊娠・出産ケアシステムの充実と個別相談の充実	→					健康増進課
乳幼児医療制度の充実	→					子ども家庭課
児童虐待相談体制の充実	→					子ども家庭課
ファミリーサポートセンター事業の実施	→					子ども家庭課
ひとり親家庭への支援	→					子ども家庭課
育児休業制度の普及啓発など就労環境の整備促進	→					子ども家庭課 商工観光課
児童遊園地等の充実	→					公園緑地課
サンホームの管理・運営	→					文化・生涯学習課
放課後子どもプランの実施	→					文化・生涯学習課 関係各課
子育てサークルや地域活動団体（母親クラブ）の育成	→					子ども家庭課
食育子育て支援事業の実施	→					子ども家庭課
産院・小児科医や関係機関との連携	→					健康増進課 関係各課
妊婦・乳幼児健康診査の充実	→					健康増進課
乳幼児相談・教室の実施	→					健康増進課
母子訪問事業の実施	→					健康増進課
思春期保健事業の推進	→					健康増進課

■ 現状と課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期ですが、家庭における保育力、教育力の課題が指摘される中、保育・幼児教育に対するニーズの多様化が進み、保育園・幼稚園には保育や幼児教育の核としての役割が求められるようになっていきます。

こうした中、国においては、全ての子どもを対象とした良質な成育環境づくりや、仕事と家庭の両立に対する支援など、子どもと子育て家庭の双方を大切にする社会を目指す「子ども・子育て新システム」の実現に向けた協議・検討が進められています。

本市では、これまで、公立幼稚園・保育園の耐震診断や、学校教育との連携による職員の資質向上など、ハード、ソフトの両面にわたって保育・幼児教育環境の向上に努めてきました。今後は、家庭、地域、学校と連携した保育の実施や、子どもや家庭のニーズに対応した教育の充実を図るなど、これまで以上に良質な保育・幼児教育の提供に向けた包括的な取組みを進める必要があります。

■ 基本方針

子どもや家庭の実情に応じた各種保育サービスの充実や、子どもの個性に応じた適切な教育など、質の高い保育・幼児教育を推進します。

また、幼・保の一体化に関する国の動向等を踏まえ、公立幼保施設の設置のあり方などについて検討します。

■ 政策展開の方向

(1) 保育体制の充実

乳児保育、障害児保育、延長保育、病児・病後児保育など、子どもや家庭の実情やニーズに対応したきめ細かな保育サービスの充実に努めるとともに、研修などにより職員の資質を高め、保育内容の充実と向上に努めます。

また、保育環境の充実と子どもの安全を確保するため、保育所施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 幼児教育の充実

子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などの芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの個性に応じた適切な教育を行うとともに、地域の特色を活かした園づくりに努めます。

また、幼・保・小連絡協議会等を通じて相互の交流・連携を深めるとともに、研修・指導体制の充実に努めます。

(3) 総合的施策の推進と公立幼保の再編

幼・保相互の交流と連携の強化など、総合的観点から施策を展開するとともに、幼・保の一体化に関する国の動向等を注視しながら、公立幼稚園と保育園の設置のあり方や耐震化の方向性について検討します。

また、地域の実情や保護者のニーズを踏まえて、幼稚園や保育園を地域に開放するなど、地域に開かれた子育て支援の場としての活用を進めるとともに、一定の条件のもとで、保育料等の軽減を行うなど、引き続き、保護者への経済的な支援を行います。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①待機児童数	0人	0人
②延長保育実施率	100.0%	100.0%
③一時預かり実施率	91.7%	100.0%
④障害児保育実施率	100.0%	100.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
各種保育事業の実施	→					子ども家庭課
幼児教育に関する研修会の実施	→					子ども家庭課 学校教育課
幼稚園・保育施設の整備充実	→					子ども家庭課
公立幼保施設の設置のあり方※	検討	■ ■ ■ ■ ■	▶			子ども家庭課 教育総務課
公立幼稚園・保育園の耐震化の推進	→					子ども家庭課
保育料等の軽減の実施	→					子ども家庭課

■ 現状と課題

社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、これからの社会を生きる子どもたちには、基礎的な知識・技能に加えて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育むための教育が求められています。

こうした中、本市では、平成18年度から二学期制を導入し、児童・生徒の個性・特性を重視した学校教育の推進や、豊かな心を育む教育の充実に努めてきましたが、引き続き、子どもたち一人ひとりの自己実現を図る特色ある教育活動の展開や、様々な教育課題に対応できる教職員の育成に努めるとともに、教育の出発点である家庭や地域との連携を深め、地域住民の学校運営への参画など、地域に開かれた学校づくりを進めていく必要があります。

また、外国語教育やキャリア教育など時代の進展に対応した教育をはじめ、学校給食施設整備や学校施設の耐震化の計画的な推進など、ハード・ソフト両面から子どもたちの教育環境を整備していくことが求められています。

一方、少子化が顕著となる中、少子社会における学校のあり方についても、引き続き、検討していく必要があります。

■ 基本方針

知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育むため、教育内容の充実・向上と教師の資質向上を図りながら、一人ひとりの個性や特性を重視した学校教育の推進や、豊かな心を育む教育の充実に努めます。

また、学校・保護者・地域が一体となった教育活動や学校耐震化の計画的な実施など、安全で快適な学校環境づくりを推進します。

■ 政策展開の方向

(1) 一人ひとりを大切にした質の高い教育の推進

家庭及び地域社会との連携や二学期制の推進、幼・小・中連携教育の展開により、創意工夫による特色ある学校づくりを推進するとともに、教育開発研究所との連携や、学校評価システムの充実を図るなど、質の高い学校教育に努めます。

また、教育課程の弾力化を図るとともに、ティーム・ティーチング、グループ学習、個別学習など、発達段階に応じた指導方法の工夫・改善を進め、児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育を推進します。

さらに、コミュニティ・スクールの推進など、学校運営の工夫改善や校種間連携、地域連携の強化を図り、学校・保護者・地域が一体となった教育活動を推進します。

(2) 教育環境の充実

安全で快適な学校環境づくりのため、学校施設の耐震化の計画的な推進や、学習機器、学校図書の実を充実するとともに、外国語教育や情報教育、キャリア教育など、時代の進展に対応した教育環境の整備に努めます。

また、地域住民の学習や交流活動の場として開かれた学校づくりを推進するとともに、放課後子どもプランの活用など、子育て支援の観点を含め、児童や保護者の立場から学校施設の有効活用を推進します。

さらに、少子化の進行により、児童生徒数の減少が予測される中、教育環境の充実と教育力の維持・向上の観点から、学校施設の適切な規模や配置のあり方について検討します。

(3) 学校保健と食育の推進

児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断の実施と適切な健康管理の指導に努めるとともに、クラブ活動などを通じた体力づくりとスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

また、栄養バランスや多様性に配慮した、安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食を活用した食育を推進するため、2つの学校給食センターを統合した新たな学校給食施設を整備します。

さらに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等により、家庭での食育活動の実践や親子のふれあい教育を推進します。

(4) 特別支援教育の推進

生徒や児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた「光っ子教育サポート事業」、「スクールライフ支援事業」など本市独自のきめ細かな支援や、「どの子にもわかる・できる授業」を目指すユニバーサルデザイン化への取組みなど、教育環境の充実に努めます。

また、障害児の早期教育に対応できるよう、福祉・医療機関等との連携により教育相談体制の充実に努めるとともに、通常学級の生徒や地域の人々との交流教育の推進など、長期的視点のもと、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向け、きめ細かく支援します。

(5) 教職員の資質の向上

各種研修会を活用した研修活動の実施と参加促進により、学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

また、特別研修等への計画的な派遣により、教職員の専門性を高めるとともに、教育者としての使命感や教育的愛情、広く豊かな教養など、包容力や指導力に富んだ資質や能力を備えた人材の育成に努めます。

(6) 子どもの安全の確保といじめの根絶

学校施設の安全対策の強化と通学路の安全点検等を推進するとともに、児童生徒や保護者への継続的な安全教育や指導の展開、さらには、地域と一体となった見守り活動や交通安全運動を積極的に推進します。

また、いじめの根絶や不登校等の解決に向けて、児童生徒一人ひとりが心にゆとりを持ち、楽しい学校生活を送れるよう、早期発見・早期対応を基本に、教職員に対するフォローアップや報告・対応マニュアルなどの整備を進めるとともに、「教育支援センター」の検討など、カウンセリング機能の充実と地域や家庭と一体となった指導・相談体制の構築に努めます。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①不登校児童生徒の割合	0.82%	0.3%
②学校給食における地元産品の割合	54.9%	65.0%
③朝食を毎日とっている児童生徒の割合	91.9%	100.0%
④「学校教育の充実」に関する満足度	35.9%	40.0%
⑤コミュニティ・スクールの指定校数	1校	16校

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
光市教育開発研究所での課題調査・研究						学校教育課
家庭教育の充実と学校と家庭・地域との連携の強化						学校教育課
学校評価制度の推進						学校教育課
コミュニティ・スクールの推進	指定校拡大 					学校教育課
生徒指導に関する連携の強化						学校教育課
学校施設の適正規模、適正配置のあり方※	検討 					教育総務課
学校給食センターの整備	実施設計等 設備工事等 					給食センター
学校給食における地産地消の推進						給食センター 農業耕地課
学校施設の耐震化の推進						教育総務課
時代の進展に対応した教育環境の充実						教育総務課
学校保健の充実						教育総務課
食育の推進						学校教育課 給食センター
障害のある児童生徒への相談・支援体制の整備						学校教育課
教員の研修機会の確保						学校教育課
児童生徒の安全の確保						学校教育課 生活安全課
いじめ等への総合的な対応						学校教育課 文化・生涯学習課

■ 現状と課題

市内には、県立高校2校、私立高校1校の計3校が設置されており、市内中学校の卒業生だけでなく、市外からも多数の生徒が通学しています。

本市では、これまで学校や地域の特色に応じた取組みを促進するとともに、経済的な理由により就学が困難な人への学資の貸付などを通じて、生徒が学業に専念できる環境の整備や、社会貢献できる人材の育成の支援に努めてきました。引き続き、各学校の抱える諸課題への対応を含め、社会の大きな動きに対応できる知性と思考力、判断力、表現力など、「生きる力」を身に付けた人材を育成できる学校づくりへの支援などにより、多様な高校・高等教育を促進していくことが求められています。

私学教育については、子どもたちが安心して学業に専念できる教育環境の維持・向上が図られるよう、私学運営の自主性を尊重しながら支援を継続していく必要があります。

■ 基本方針

多様な高等教育の機会や情報の提供に努めるとともに、地域に関われ、地域に信頼される特色ある学校づくりと、情報化や国際化、少子高齢化の急速な進展など、社会変化に対応できる人材の育成を支援します。

また、私立学校については、自主性を尊重しながら、学校の健全経営が図られるよう必要な支援に努めます。

■ 政策展開の方向

(1) 特色ある学校づくりの促進

公立学校については、県と連携して、地域や生徒のニーズに対応できる、選択性のある幅広い学習環境の充実と教育内容の質の向上を図るなど、情報化や国際化、少子高齢化などに対応した、特色ある学校づくりを促進します。

また、周南コンピュータ・カレッジ跡施設の有効活用のため、民間活力を導入し、高等教育機会の拡充を図ります。

(2) 私学の振興

私立学校の自立性を尊重しながら、教育環境の維持・向上、学校経営の健全化等が図られるよう、経営努力など一層の自主的な取組みを促進するとともに、引き続き支援を行います。

さらに、国・県等に対して支援の拡充を要請します。

(3) 就学への支援と地域との連携

進学する学生の資質や能力に応じた就学機会を確保するため、奨学金をはじめとした就学支援を行うとともに、地域や企業、事業所などとの連携と交流を促進することにより、幅広い人材の育成と活用に努めます。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①「高校・高等教育の充実」に関する満足度	32.5%	40.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
特色ある教育プログラムの促進						学校教育課
★高等教育機会の拡充						商工観光課
私学振興への支援						教育総務課
奨学金など就学支援の推進						教育総務課

■ 現状と課題

家庭環境の変化による家庭教育力の低下や、地域における連帯意識の希薄化の進行などにより、子どもたちが自分で考え、行動、体験、学習する機会や、屋外で遊ぶ機会が不足し、多くのふれあいの中で学ぶコミュニケーション能力や社会性の未成熟が懸念されています。

また、インターネットや携帯電話の普及などにより、ネット上のいじめや新たな手口による犯罪に巻き込まれる青少年が増加するとともに、犯罪の低年齢化や、子どもたちが標的となる事件、いじめによる自殺の問題が相次いで発生するなど、大きな社会問題になっています。

本市では、家庭、学校、地域の連携のもと、「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通じて、心豊かな青少年の健全育成活動に努めてきましたが、今後は、「地域の子どもは地域で育てる」という気運をさらに高め、これまで以上に社会全体で青少年を育成するための環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、周防の森ロッジなど青少年の活動拠点の機能充実を図るとともに、各種講習会や研修会の開催により、青少年活動のリーダーの育成・確保に努める必要があります。

■ 基本方針

青少年を取り巻く環境の急激な変化に対応していくため、家庭、学校、地域がこれまで以上の連携を図り、社会全体で次世代を担う青少年の健全育成に向けた気運の醸成に努めます。

また、様々な奉仕・体験活動を通じた青少年活動や、地域や家庭におけるふれあいや対話を促進するとともに、いじめや不登校に対する相談体制の充実にも努めます。

■ 政策展開の方向

(1) 家庭や地域における対話の促進

人間形成における家庭の果たす役割を重視し、学校や各種団体等との連携により、親子の共同体験や家庭教育に関する学習機会の充実等を通じて、家庭の教育力の向上に努めます。

また、「あいさつ運動」などによる地域とのふれあいを促進し、家庭や地域における対話を促進するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進により、基本的な生活習慣を定着させるなど、生活リズムを向上させるための普及啓発や指導に努め

(2) 地域健全育成活動の推進

青少年健全育成市民会議などの社会教育団体等をはじめ、家庭・学校・地域の強い連携のもと、有害図書や有害商品の排除など、環境浄化活動を展開するとともに、非行防止のための巡回活動や地域への啓発活動の強化に努めます。

また、様々な悩みを抱える子どもや家族に応えるための相談体制の整備と機能充実に努めます。

(3) 青少年活動の促進

周防の森ロッジ等の機能充実により、地域における青少年活動の場の充実に図るとともに、奉仕活動や体験活動、さらには健全育成のための幅広い学習講座等の充実に努めます。

また、子ども会などの青少年団体を育成するとともに、講習会や研修会の開催により、青少年活動の指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)
①光市野外活動センターの利用者数	15,397 人	16,000 人
②中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数	244 人	250 人
③青少年健全育成活動に参加している人の割合	11.8%	25.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
あいさつ運動や早寝・早起き・朝ごはん運動の推進						文化・生涯学習課 学校教育課
いじめや不登校児童生徒に対する相談体制の充実						文化・生涯学習課 学校教育課
各種体験学習の推進						文化・生涯学習課
地域活動や子ども会活動の支援						文化・生涯学習課
青少年健全育成組織・活動リーダーの育成						文化・生涯学習課